

失業者の退職手当について

- ・失業者の退職手当に該当する場合、所定の手続きが必要です。詳細は、事務手引(令和元年11月)14頁～19頁をご参照ください。
- ・受給期間は退職日の翌日から1年間です。給付制限(原則3か月)と待機日数経過後に、失業の認定を受けてから支給されますので、特別な理由がなく手続きが遅れると場合によっては全部または一部が受給できなくなりますので、注意が必要です。
- ・退職後に就職したものの、その後また失業した場合、退職日の翌日から1年以内であれば対象になる場合がありますので、その旨を退職時に本人にお伝えください。

各団体において、退職者が失業者の退職手当に該当する可能性があるか否かを、以下により、退職時に確認してください。

失業者の退職手当に該当する可能性のある者は、以下の1. 必須要件を満たし、2. その他要件のいずれかに該当する者です。

1. 必須要件(※全てにチェックが入ること！)

- ハローワークへ求職申込に行く。
- 勤続期間が12月以上。(失職、懲戒免職、免職等の場合は6月以上)
- 退職日の翌日から1年以内に失業している。

2. その他要件(※いずれかにチェックが入ること！)

- 勤続年数3年未満の自己都合退職者。
- 失職、懲戒免職等で退職手当の全部又は一部が支給されなかった者。

※上記のチェック項目は、あくまでも該当する可能性があるのかどうかを判断する基準です。判断が難しい場合は、退職前6か月間の給与額等を退職票交付申請書(様式第17号)に記載のうえ提出していただければ、こちらで確認します。(試算時は押印不要。該当する場合に押印した原本提出。)

《以下のいずれかに該当する場合、場合によっては受給期間を延長し、働けるようになってから給付を受けることができます。》

- 病気やけが等で今すぐに就職することができない者
- 妊娠、出産、育児、看護等で今すぐ就職できない者
- 60歳以上の定年等によって退職し、しばらくの間休養する者

※受給期間延長申請書(様式第21号)の提出が必要です。

(裏面に続く)

以下のいずれかに該当する場合、非該当になります。

- ・結婚、転居、旅行などの予定があり、その後でなければ就職するつもりがない者
(※転居等の後にハローワークで求職申込をされる場合は、転居等が終わった段階で手続きできます！この場合、所属団体に連絡するよう本人に伝えてください。)
- ・昼間学校などに通っている者
- ・家事に従事する者
- ・現在就職している又は内定している者、アルバイトやパートをしている者
- ・会社の役員等に就職した者
- ・自営業を開始している者（開始しようとしている者も含む）